

※ 登録番号	第1361号 (令和4年3月7日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	法人 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	かぶしきがいしゃあるぶれーん 株式会社 リアルブレーン	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	つだ まさみ 津田 真実	
5.資本金額	1,000万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
つだ まさみ 津田 真実	代表取締役	常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
つだ まさみ 津田 真実 営業所の業務を統括する者 助言業務を行う者 投資判断を行う者	代表取締役	投資判断・助言・売買・ 賃借等
計 1 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
株式会社 リアルブレン	令和2年 5月25日	〒730-0013 広島市中区八丁堀11番18号 3階 電話：082-511-3344 FAX：082-511-3345
計 1 店		

9.業務の方法

1 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。

- ① 種類：住宅用・業務用・商業施設等不動産全般
- ② 規模：問わない
- ③ 地域：広島・岡山・山口・島根・鳥取

2 助言の方法

助言の方法は、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等

3 報酬体系

単発的な取引に係る助言			
報酬＝(一日当りの人件費(①)×従事日数)+直接経費(②)+間接経費(③)+技術料(④)+特別経費(⑤)			
①人件費			
一人当たり		30,000	円
②直接経費			
当社標準額	＝ 従事日数 × 3,000円		
③間接経費			
当社標準額	＝ 従事日数 × 5,000円		

<b>④技術料</b>			
当社基準の不動産概算価格に下記の料率を乗じた額とする			
1億円以下		3.00	%
1億円を超え5億円以下		2.50	%
5億円を超え10億円以下		2.00	%
10億円を超え20億円以下		1.50	%
20億円を超え30億円以下		1.25	%
30億円を超え40億円以下		1.00	%
40億円を超え50億円以下		0.75	%
50億円を超える部分		0.50	%
<b>⑤特別経費</b>			
実費相当額とする(出張旅費等)			
<b>一定期間継続的な資産運用に係る助言</b>			
報酬 = 技術料(①) ÷ 12ヶ月 × 日数(一ヶ月単位) + 特別経費(②)			
<b>①技術料</b>			
当社基準の不動産概算価格に下記の料率を乗じた額とする			
1億円以下		3.00	%
1億円を超え5億円以下		2.50	%
5億円を超え10億円以下		2.00	%
10億円を超え20億円以下		1.50	%
20億円を超え30億円以下		1.25	%
30億円を超え40億円以下		1.00	%
40億円を超え50億円以下		0.75	%
50億円を超える部分		0.50	%
<b>②特別経費</b>			
実費相当額とする(出張旅費等)			

※一定期間継続的な資産運用に係る助言については、最低期間を三ヶ月とし、以後一ヶ月単位とする。

#### 4 報酬の受領時期

単発的な取引に係る助言の場合は、契約締結時に着し金を、提案書提出時に残額を一括にて支払。尚、着し金の額については契約締結時までに協議のうえ決定する。一定期間継続的な資産運用に係る助言の場合は、約定額を毎月月末までに支払。

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	広島県知事 (1) 第11017号	令和2年7月6日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1 宅地建物取引業及び不動産管理業務
2 不動産に関するコンサルティング業務
3 不動産賃貸業務

12.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額		住 所
		割合	
つだ まさみ 津田 真実	1,000株	100%	広島県

13.役員の内職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類